

作業療法教育研究査読規定

第1条（目的）

本規定は、本学会誌に投稿された論文の査読に関する基本方針および運営方法を定め、学術的水準の維持と向上、ならびに査読の公正性・透明性・迅速性を確保することを目的とします。

第2条（査読方式）

1. 本誌の査読は、原則としてダブルブラインド方式により行います。
2. 編集委員会は、査読者に著者情報を開示しません。また査読者の氏名も著者に開示しません。

第3条（査読者の選任）

1. 査読者は、原則として本学会員の中から選任します。
2. 特定の専門分野や研究方法において適切な査読が困難な場合は、編集委員会の判断により外部専門家に依頼することができます。
3. 査読依頼に際しては、利益相反（COI）の有無を確認し、利害関係が認められる場合は査読を辞退するものとします。

第4条（査読の流れ）

1. 投稿受付後、編集委員長または担当編集委員が一次審査（形式・倫理・範囲の確認）を行います。
形式不備や研究倫理違反が疑われる場合は査読に付しません。
2. 適格と判断された原稿は、原則2名以上の査読者に依頼します。
3. 査読期間は原則1か月とし、延長が必要な場合は速やかに編集委員会へ報告します。
4. 査読結果は以下の4区分とします：
(1) 無修正で掲載可 (2) 修正後に掲載可 (3) 修正後に再査読 (4) 掲載不可
5. 修正版が提出された場合、原則として同一査読者に再査読を依頼します。ただし、査読者の辞退や客観性確保のため、編集委員会が必要と認める場合には別の査読者を指名することができます。

第5条（査読者の責務）

日本作業療法教育学会規約

1. 査読者は、公正かつ中立的な立場で論文を評価し、建設的な意見を提示します。
2. 査読中に知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、守秘義務を負います。
3. 著者や研究内容に関して利益相反がある場合は、速やかに編集委員会へ報告し、辞退しなければなりません。
4. 査読者は、教育的観点からの助言を重視し、特に若手研究者や初投稿者に対しては改善を促すコメントを心がけます。

第6条（採否の決定）

査読結果を踏まえた最終的な採否の判断は、編集委員会が行います。必要に応じて追加査読または外部意見を求めることがあります。

第7条（研究倫理・不正行為への対応）

1. 二重投稿、盗用、捏造、改ざん、著作権侵害などの不正行為が認められた場合、査読を中止し不採択とします。
2. 重大な不正が発覚した場合、所属機関への通知など適切な措置を講じます。
3. 本学会は、COPE (Committee on Publication Ethics) の国際基準および日本学術会議の倫理指針を参考に対応します。
4. 不正が投稿後に判明した場合も、論文の撤回または公表済み記事への訂正を行うことがあります。

第8条（附則）

1. 本規定の改正は、編集委員会の議決を経て理事会の承認を得て行います。
2. 本規定は、令和7年10月21日より施行します。